

第 194 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 2 月 25 日 (木) 午前 9 時 ～ 午前 11 時 10 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (40名)

1 番 高 橋 政 伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	5 番 大 坂 茂
6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦	9 番 藤 原 康 正
10 番 石 原 隆 幸	11 番 石 原 敬 士	12 番 松 原 武 雄	13 番 磯 田 光 徳
14 番 藤 原 功	15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 傭 造	17 番 勝 部 定 次
18 番 金 倉 弘 美	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	21 番 若 槻 進
22 番 藤 原 克 巳	23 番 和 久 利 健	24 番 高 橋 正 敏	25 番 石 原 宏 二
26 番 賀 元 春 男	27 番 若 月 勝 久	29 番 藤 原 功	31 番 山 田 幸 則
32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 治 美	34 番 卜 藏 秀 夫	35 番 松 原 康 夫
36 番 岩 田 孝 史	37 番 若 槻 保	38 番 堀 尾 敏 久	39 番 永 濱 孝 之
40 番 石 原 博	41 番 足 立 康 夫	42 番 松 島 昭 夫	43 番 原 田 二 朗

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 田 中 修

5. 欠席委員 (3名)

4番 若槻委員 28番 藤原委員 30番 小池委員

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 農地の農業用施設転用に関する届出について

報告第 2 号 農地の合意解約に関する届出について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第194回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は4番 若槻委員です。出席者は18名中17名。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、1番 高橋委員、17番 勝部委員をお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号から議案第4号まで、順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和3年2月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/畑、現況/雑種地、面積182㎡。届出者 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用の理由、農業用倉庫及び作業場。用途区分変更については、県の同意を得て、令和2年11月18日に公告されています。工事期間は、令和3年6月1日から令和3年12月31日までの予定です。別添の資料をご覧ください。1ページの上側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。左から2番目の赤い丸印の場所です。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第2号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和3年2月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田、面積498㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和3年2月10日、解約成立日 令和3年2月9日、土地引渡時期 令和3年2月10日。解約の理由 居去神社の駐車場に転用するため。 番号2と番号3は、転貸になります。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 186㎡。賃貸人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和3年2月2日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和3年1月29日。解約の理由 一時転用し、作業道として使用するため。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 186㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。解約届出日 令和3年2月2日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和3年1月29日。解約の理由 一時転用し、作業道として使用するため。 番号4、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 045㎡。賃貸人氏名

事務局	〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和3年1月25日、解約成立日 令和3年1月22日、土地引渡時期 令和3年2月1日。解約の理由、所有権の移転のため。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和3年2月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積は2,166㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は168aです。対価につきましては、総額30万円です。別添の資料をご覧ください。1ページの下側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。右側の赤い丸印の場所です。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,487㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は161aです。対価につきましては、総額20万円です。別添の資料をご覧ください。1ページの下側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。左側の赤い丸印の場所です。 番号1、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,365㎡他で計5,335㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は53aです。対価につきましては、10aあたり30万円です。別添の資料をご覧ください。2ページの上側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号4、農地の所在 □□□□番外2筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は1,045㎡他で計2,057㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は355aです。対価につきましては、総額234,000円です。別添の資料をご覧ください。2ページの下側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明に入ります。議案第1号番号1から番号2については、借受け人がおなじでございますので、続けてお願いいたします。22番藤原委員。
22番	番号1から番号2について、22番藤原が補足説明させていただきます。場所は、■ ■ ■ ■の向かい側になるような2筆でございます。この番号1の〇〇〇〇さんと番号2の〇〇〇〇さんは、ご高齢になられまして、なかなか作付が難しいということで、△△△△さんに譲渡したいということでございます。この2筆の田圃は、ちょうど△△△△さんの宅地に隣接したところにありまして、管理されるのに便利が良かろうと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第1号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第1号番号3から番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。41番足立委員。
41番	番号3について、41番足立が補足説明させていただきます。□□□□自治会内の■■■■常会の上流に位置するところでございますが、〇〇〇〇様から△△△△様への譲渡ということでございます。△△△△さんは□□□□でございますが、この田圃の近辺に耕作をしておられますので差支えないと思います。 番号4について、□□□□自治会内の■■■■常会の上流部でございます。〇〇〇〇さんと△△△△さんについては、ご近所でございますが、従来から△△△△さんが耕作をしておられたようでございます。それを今回譲渡ということで、差支えないかと存じます。以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第1号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号4について可とすることに決しました。 次、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年2月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。

事務局	番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積371㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■■■■。転用目的 露天資材置場、施設等 資材置場。転用理由は、山陰で粘土質により生産性が悪い為、整地して資材置場にする。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。資料1ページの上側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。一番左側の赤い丸印の場所です。 以上の案件につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。21番若槻委員。
21番	番号1について、21番若槻が補足説明させていただきます。□□□□自治会の集会所がありまして、そこから約200mくらい行ったところです。ここは粘土質でほとんど一年中日が当たらないような畑でして、近年は耕作もずっとしておられないということでした。こちらの○○○○さんは、農業・林業・畜産と多方面で頑張っているんですけど、資材置場がないということで、作りたいという案件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第3号。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年2月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,251㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業 ■■■■。転用目的 露天資材置場、施設等 資材置場。転用理由 和牛を飼うための餌の置場、また機械置場がないため。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。対価については、総額48万円です。資料1ページの上側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。右から2番目の赤い丸印の場所です。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積498㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業 ■■■■。転用目的 露天駐車場、施設等 駐車場。転用理由 ■■■■に駐車場が無く、■■■■の駐車が不便な為。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。第1種農地となります。対価については、無償です。資料1ページの上側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。一番右側の赤い丸印の場所です。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,186㎡のうち250㎡。

事務局	権利は賃貸借。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 無職。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、職業 ■■■■。転用目的 進入路等、施設等 残土処理場 洗浄施設。転用理由 建設発生土受入地から場外へ退出する際の泥の付着を除去するため。現道は狭小で施設の設置ができないため。一時転用です。転用期間は、許可の日から令和5年3月31日までです。賃貸借料については、年あたり1万円です。資料3ページの上側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号4、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,508㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。譲受人氏名 奥出雲町、住所 三成358番地1。職業 地方公共団体。転用目的 露天駐車場、施設等 □□□□駐車場及びトイレ・休憩施設。転用理由 観光客増加に伴う駐車場不足の解消、併せてトイレ・多目的ホール等を整備し、地域住民との交流の場として地域の活性化につなげたい。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。対価については、1㎡あたり2,260円です。資料3ページの下側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号5、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積222㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。譲受人氏名 奥出雲町、住所 三成358番地1。職業 地方公共団体。転用目的 露天駐車場、施設等 □□□□駐車場。転用理由 観光客増加に伴う駐車場不足を解消したい。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。対価については、1㎡あたり2,260円です。資料3ページの下側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号1、番号4、番号5は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。 許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。 番号2につきましては、□□□□地区県営ほ場整備事業(平成4年度から平成13年度まで)が実施された農地であることから、第1種農地と判断いたしました。 許可条項は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。 奥出雲町土地改良区に許可申請に係る意見を求めたところ、「転用申請地一帯は、□□□□地区県営ほ場整備事業(平成4年度から平成13年度まで)の受益地として営農が実施されています。今回の転用申請は、○○○○より駐車場用地が必要となり申請されたものです。本申請地は、■■■■に隣接し、町道●●●●線と町道▲▲▲▲線に囲まれた一団地を選定されたもので、利便性を考慮して申請されたものです。周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと。工事完了公告後8年を経過していることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。 また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、来月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。21番若槻委員。
21番	番号1について、21番若槻が補足説明させていただきます。隣が□□□□自治会の集会所になっています。○○○○さん△△△△さんともに畜産をやっておられまして、△△△△さんがこのたび、家の隣に牛舎がありますけれど、餌とか資材とかを置くところが狭くてないということで、近くに求めておられ、○○○○さんにおかれまして、この一枚の田圃が家から少し離れているということで、ここを△△△△さんの資材置き場にするという案件でございます。お二人とも協力しなが

21番	ら、これからも頑張って畜産をされることとおもいます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。21番若槻委員。
21番	番号2について、21番若槻が補足説明させていただきます。△△△△でございます、前々から■■■■の皆さんが駐車場がほしいと願っていらっしゃいまして、このたび〇〇〇〇さんが△△△△の真下にある田圃を無償で寄付されるということになりました。そこへ駐車場を作るという案件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。36番岩田委員。
36番	番号3について、36番岩田が補足説明させていただきます。■■■■地内になります。今回、〇〇〇〇さんの圃場の先のところで、ダンプを使つての圃場整備をされるということで、それに向けて県道への入り口のところを、泥がついて汚れるということで、△△△△の方で、車等の泥を落とすための処理場を設けたいということです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号4から番号5について、借受人が同一ですので、担当委員の補足説明を続けてお願いいたします。1番高橋委員。
1番	番号4について、1番高橋が補足説明させていただきます。場所は□□□□に、■■■■がございます。〇〇〇〇さんのご自宅は、■■■■から100mばかり□□□□集落に上がったところにございまして、ご本人さんはもう住んでいらっしゃらなくて、▲▲▲▲の方に出ていらっしゃるということです。

1番	番号5について、〇〇〇〇さんは、元々、□□□□集落に住んでいらっしゃいました●●●●さんという方、もうお亡くなりになっているのですが、その家族さんでございます。住所は▲▲▲▲ということになっております。〇〇〇〇さんに確認を取りまして、今回できることになりました。 番号4と番号5の田圃は隣接しておりまして、工事の期間につきまして、初年度は駐車場を先に整備するということで、次年度にかかりまして、多目的ホールあるいはトイレとかを整備されるということです。現状、気候が良くなりまして、休みになりますと県内あるいは県外からもお客様がたくさん来られまして、警備員をやとって車の整理をしていらっしゃるということでございまして、図面を見せもらいましたら、今度の駐車場も、普通車で17、8台くらい、大型バスも2台ほど停められるというものになっています。こういったことで整備されますと、たくさんの来場員さんが来られましても、安心して行けるようになる、ということでございますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号4から番号5について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号4から番号5について可とすることに決しました。 次、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年2月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積651㎡他で計2,360㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は4年11か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,842㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号3、農地の所在 □□□□番外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積567㎡他で計4,047㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号4、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,560㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米15kgです。 番号5、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,968㎡他で計8,525㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10a

事務局	あたり玄米30kgです。 番号6、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,831㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号7、農地の所在 □□□□番外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,576㎡他で計7,071㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は9年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり14,000円です。 番号8、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,526㎡他で計6,192㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は1,513aです。利用目的は田、期間は3年11か月、賃貸借です。賃借料につきましては、総額玄米120kgです。 番号9、農地の所在 □□□□番外8筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積527㎡他で計10,496㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は6年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり10,000円です。 番号10、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積240㎡他で計546㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の2,219aです。利用目的は田、期間は6年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり10,000円です。 番号11、農地の所在 □□□□番外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,026㎡他で計3,527㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は6年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり10,000円です。 番号12、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,790㎡他で計3,794㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は6年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり10,000円です。 番号13、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,138㎡他で計7,122㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は2,285aです。利用目的は田、期間は6年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり10,000円です。 番号14、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,143㎡他で計5,570㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は6年、賃貸借です。賃借料につきましては、10
-----	--

事務局	aあたり10,000円です。 番号15、農地の所在 □□□□番外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,826㎡他で計5,842㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり8,000円です。 番号16、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積653㎡他で計1,216㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号17、農地の所在 □□□□番外2筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2,544㎡他で計3,899㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり5,000円です。 番号18、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,112㎡他で計5,380㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は223aです。利用目的は田、期間は3年11か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号19、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,085㎡他で計6,225㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年11か月、賃貸借です。賃借料につきましては、総額20,000円です。 番号20、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,152㎡他で計5,589㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は174aです。利用目的は田、期間は2年7か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり10,000円です。 番号21、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積4,884㎡他で計10,243㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は畑、期間は4年11か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり4,000円です。 番号22、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,912㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は9年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり14,000円です。 番号23、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積4,425㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり15,000円で
-----	--

事務局	す。 番号24、農地の所在 □□□□番外7筆。地目は登記簿/田、現況/畑、また登記簿/現況ともに田。面積1, 252㎡他で計8, 068㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田/畑、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり15, 000円です。 番号25、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 657㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は9年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり15, 000円です。 番号26、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 584㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は9年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり13, 000円です。 番号27、農地の所在 □□□□番外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 924㎡他で計6, 876㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は9年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり13, 000円です。 番号28、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/田、現況/畑。面積1, 006㎡他で計1, 909㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は畑、期間は9年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり10, 000円です。 番号29、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/田、現況/畑。面積360㎡他で計2, 918㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は畑、期間は9年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり12, 000円です。 番号30、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 267㎡他で計2, 570㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は9年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり15, 000円です。 番号31、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/畑。面積372㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名、○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は畑、期間は9年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり8, 000円です。 番号32、農地の所在 □□□□番外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 929㎡他で計8, 069㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は9年、賃貸借です。賃借料につきましては、10
-----	--

事務局	aあたり15, 000円です。 番号33、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/畑。面積313㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は畑、期間は9年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり8, 000円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。19番和久利委員。
19番	番号1について、19番和久利が補足説明させていただきます。□□□□自治会でございます。△△△△さんの家の前の圃場で、再設定でございますので、何ら問題ないと思っております。 番号2について、□□□□の■●●●自治会でございまして、△△△△さんの圃場のすぐ隣が○○○○さんの圃場になっておりまして、これも再設定でございますので、何ら問題ないと思っております。 番号3について、△△△△さんの家の周りに○○○○さんの圃場があつて、これも再設定でございますので、何ら問題ないと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次、議案第4号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について承認することに決しました。 次、議案第4号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号3について承認することに決しました。 次、議案第4号番号4から番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。21番若槻委員。

21番	番号4から番号6について、21番若槻が補足説明させていただきます。□□□□に番号4の圃場がございます。番号5の圃場が、その下に続いていまして、番号6の〇〇〇〇さんの圃場が番号4と番号5の間に1枚ございます。したがって、番号4から番号6は並びにございます。番号4から番号5の〇〇〇〇さんはお一人暮らしでして、△△△△さんが今までもずっと作っていらっしやいまして、適切に管理をしておられます。番号6は、番号4の下の方の田圃です。いずれも再設定でございますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号4から番号5について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号4から番号5について承認することに決しました。 次、議案第4号番号6について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号6について承認することに決しました。 次、議案第4号番号7について担当委員の補足説明をお願いいたします。39番永濱委員。
39番	番号7について、39番永濱が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんですが□□□□地区■■■■■地内の●●●●●集落の方でして、場所は□□□□に5筆ございまして、地元の農事組合法人△△△△との再契約でございます。これまで適切に管理してきておりまして、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号7について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号7について承認することに決しました。 次、議案第4号番号8について担当委員の補足説明をお願いいたします。23番和久利委員。
23番	番号8について、23番和久利が補足説明させていただきます。場所は□□□□地区■■■■■自治会の■■■■■集会所から湯の原へ100m前後下った町道沿いの並びの圃場です。〇〇〇〇さんは、いままでも農業はしておられましたが、機械をあまり所有しておられなくて、地元の色んな方をお願いして耕作をしておられました。このたび、△△△△さんに近くの方がお願いをしておられるようでして、いっしょにお願いをできないかと話をされたら、△△△△さんに受けていただけたということです。△△△△さんについては、農業委員もしておられて、若手で、非常に将来有望な方ですので、圃場もすべてきちんと管理をしておられます。新規ではありますが問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号8について承認することに決しました。 次、議案第4号番号9から番号14について、受けるものが農事組合法人△△△△でございますので、続けて補足説明をお願いいたします。24番高橋委員。
24番	24番高橋が補足説明させていただきます。番号9から番号10について、場所は□□□□で、隣接しております。それから番号11から番号14ですが、■■■■自治会集会所から■■■■に点在しております。農事組合法人△△△△さんは、適切に管理されておりますので、問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号9から番号14について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号9から番号14について承認することに決しました。 次、議案第4号番号15について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番若月委員。
27番	番号15について、27番若月が補足説明させていただきます。□□□□の■■■■地内、□□□□の圃場になります。■■■■にある田圃でございます。△△△△さんは畜産も頑張ってやっておられまして、田圃の管理等についても長年良好にやってらっしゃいます。再設定ということでございますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号15について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号15について承認することに決しました。 次、議案第4号番号16から番号17について担当委員の補足説明をお願いいたします。5番大坂委員。
5番	5番大坂が補足説明させていただきます。番号16について、〇〇〇〇さん、△△△△さん、ともに□□□□自治会の方でございます。再設定でございます。■■■■に△△△△さん宅がございまして、その家の前に△△△△さんは作っておられますが、その続きに〇〇〇〇さんの田がございまして、続き田でございますので、作りやすく能率も良いと思っております。水路等管理が適切にされており、再設定でもあり、問題ないと考えます。番号17について、〇〇〇〇さん、△△△△さん、〇〇〇〇さんは■■■■の方でございますが、△△△△さんの家族さんの実家でございま

5番	す。番号16の△△△△さん宅から□□□□方面へ50m行ったところに番号17の△△△△さんのお宅がございまして、■●●●に○○○○さんのご自宅がございまして、その家の前に圃場がございまして。再設定でもあり、問題ないと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号16について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号16について承認することに決しました。 次、議案第4号番号17について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号17について承認することに決しました。 次、議案第4号番号18について担当委員の補足説明をお願いいたします。32番福本委員。
32番	番号18について、32番福本が補足説明させていただきます。場所は□□□□にこの2枚の圃場がございまして、○○○○さんの家族さんが昨年の秋まで耕作しておられたのですが、急に入院されまして、近いうちに帰るといような状態ではなく、△△△△さんの自宅の目の前の田圃だということで、耕作を依頼されましたら快く受けられまして、また△△△△さんは熱心な農作業をしておられますので、なんら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号18について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号18について承認することに決しました。 次、議案第4号番号19について担当委員の補足説明をお願いいたします。33番安部委員。
33番	番号19について、33番安部が補足説明させていただきます。場所は□□□□の■●●●自治会がございまして、■●●●集会所付近から●●●●地区に抜ける道路がございましてけれども、その途中にある圃場がございまして。△△△△さんは非常に熱心に作業従事をされることでもありますし、今回再設定でもあり、何ら問題ないと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号19について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号19について承認することに決しました。 次、議案第4号番号20について担当委員の補足説明をお願いいたします。36番岩田委員。
36番	番号20について、36番岩田が補足説明させていただきます。□□□□、■■■■自治会の○○○○さんの圃場でして、それを一部、△△△△さんの方へ耕作をお願いするというお話になります。○○○○さんは現役で農業をしておられましたけれども、今回面積を減らすというかたちになりました。それでその一部を△△△△さんが請け負うということです。△△△△さんも農業の方頑張ってやっておられますので、問題ないかと思いますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号20について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号20について承認することに決しました。 次、議案第4号番号21について担当委員の補足説明をお願いいたします。1番高橋委員。
1番	番号21について、1番高橋が補足説明させていただきます。場所でございますけれども、□□□□に△△△△さんのご自宅がございます。さらに200mくらい上がりますと、○○○○さんのご自宅がございます。さらに200mくらい行くと突き当たりになりますが、そこに■■■■の6団地がございます。△△△△さんも非常に沢山の面積を作っておられまして、良い野菜を出荷しておられます。また、○○○○さんの方も多少田圃等も作っていらっしゃいますけれども、前回に続き再設定ということで、△△△△さんも頑張っておられます。また、△△△△さんは家族さんも、お手伝いされて、家族型経営で頑張ってやっておられますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号21について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号21について承認することに決しました。 次、議案第4号番号22から番号24について、一括説明をお願いいたします。39番永濱委員。
39番	39番永濱が補足説明させていただきます。番号22について、○○○○さんは、□□□□地区■■■■地内の●●●●集落の方でございまして、場所につきましては、□□□□の付近の水田の一筆でございます。これまでも農事組合法人△△△△が更新契約しておりまして、何ら問題ないと思います。番号23について、○○○○さんは、□□□□地内の■■■■集落の方でございます。場所は、■■■■公会堂がでございます。その前の□□□□沿いの田圃でございます。番号24について、○○○○さんは、■■■■公会堂から山手沿いに数m行きますと、水田が8筆ございます。番号23の○○○○さんと番号24の○○○○さんにつきましては、地元の農事組合法

39番	人△△△△が更新契約しておりまして、これも適切に管理されてきておりますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号22について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号22について承認することに決しました。 次、議案第4号番号23から番号24について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号23から番号24について承認することに決しました。 次、議案第4号番号25から番号33について、受け手が農事組合法人△△△△でございますので、一括説明をお願いいたします。39番永濱委員。
39番	39番永濱が補足説明させていただきます。番号25から番号26の〇〇〇〇さん、番号27から番号28の〇〇〇〇さん、番号29から番号31の〇〇〇〇さん、番号32から番号33の〇〇〇〇さんを一括で説明したいとおもいます。こちらは□□□□地区の■■■■地内の方々でありまして、それぞれ集落に分かれておりますけれども、番号25から番号26の〇〇〇〇さん、番号27から番号28の〇〇〇〇さんは、■■■■の●●●●集落の方でございます。□□□□の集落が■■■■の●●●●集落でございます。これまでも地元の農事組合法人△△△△さんが契約しておられまして、このたび更新でございます。何ら問題ないと思っております。番号29から番号31の〇〇〇〇さんは、◆◆◆◆集落の方です。ここに7筆ございます。また、番号32から番号33の〇〇〇〇さんですが、▼▼▼▼集落で、7筆ございます。これまでも地元の農事組合法人△△△△さんがやっておられまして、適切に管理しておられます。何ら問題ないと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号25から番号33について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号25から番号33について一括承認することに決しました。 次に、その他について事務局お願いいたします。
事務局	事務局から、その他についてお話をさせていただきます。 ○お手元に農地機構だより第28号をお配りしております。 ○先月1月15日に松江市で開催されました、集落戦略のガイドライン説明会に参加された方の費

事務局	用弁償につきましては、今月2月15日の振込に含まれています。 ○委員の政治活動及び選挙運動についてです。任期満了に伴う奥出雲町議会議員一般選挙が、4月に執行されます。委員の政治活動及び選挙運動について、簡単にですが、まとめています。政治活動については、制限はないというところがございます。次に選挙運動でございますが、公務員の地位を利用した選挙運動の禁止ということがございます。とりわけ、特別職の公務員の選挙運動への深入りは、地位利用とみなされやすいので、特に行動言動には注意する必要があるということでございます。①～③と具体的に書いてありますが、たとえば①ですと農地法に基づく許可や指導権限などを背景に委員が関係者に選挙への支援・協力を求めることはよろしくないということでございます。またご一読ください。 以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は3月25日(木)の予定です。
議長	

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長 18番 (印)

議事録署名委員 1番 (印)

議事録署名委員 17番 (印)